

(選考・採用)

第7条 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した労働条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は、甲に対して選考・採用が円滑に行われるよう必要な助言、支援を行う。

(労働条件通知書の交付)

第8条 甲は、前条により採用を決定した丙と労働契約を締結するに当たっては、あらかじめ別紙様式により労働条件通知書を、丙に交付するものとする。

(紹介手数料等)

第9条 甲は、丙が甲に入社するに至った場合、次のとおり人材紹介に係わる手数料を、乙に支払う。

(1) 紹介手数料 年間賃金の20%の額及び消費税相当額

(2) 支払日 丙が甲に入社した月の月末

② 前項の年間賃金は、月例賃金、諸手当及び賞与等を考慮して、甲において定めるものとする。(時間外手当については固定残業代制度がある場合のみ、賃金に含める。通勤手当は、賃金に含める。賞与については、甲の年間の基準賞与額を適応する。)

(紹介手数料の支払い方法等)

第10条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するものとし、その際、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

(返戻金制度)

第11条 乙は、前条に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとする。

1カ月未満で退職した場合 100%に相当する額

3カ月未満で退職した場合 30%に相当する額

6カ月未満で退職した場合 10%に相当する額

② 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻はおこなわれないこととする。

2